

東京・神奈川地区5国立大学法人
公共工事入札監視委員会の設置に係る協定書

国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京海洋大学、国立大学法人お茶の水女子大学、国立大学法人横浜国立大学及び国立大学法人総合研究大学院大学(以下「連携大学」という。)は、公共工事の入札及び契約の適正化について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、連携大学が共同で東京・神奈川地区5国立大学法人公共工事入札監視委員会(以下「委員会」という。)を設置・運営することによって、当該業務の効率化を推進するとともに、連携大学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性を確保することを目的とする。

(設置根拠)

第2条 委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成23年8月9日閣議決定)に基づき、連携大学が共同で設置する。

(組織)

第3条 委員会は委員3名以上をもって組織する。

2 委員会業務を円滑に実施するため、連携大学の施設担当部課長で構成される東京・神奈川地区5国立大学法人入札監視委員会連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

3 委員会の組織及び運営等については、連絡会議で定める実施要項(以下「実施要項」という。)によるものとする。

4 この協定に定めるもののほか必要な事項は、連絡会議において定めるものとする。

(公表事項)

第4条 委員の氏名及び職業は公表する。

2 議事概要その他委員会の公表事項は、実施要項によるものとする。

(委員報酬等)

第5条 連携大学は委員に対し、報酬及び職務を行うための費用を支給する。報酬等の額及び支給方法については、実施要項によるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、連携大学施設担当課が輪番により、連携大学関係部課の協力を得て処理する。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、連携大学から見直し又は解消の申出がない場合は、平成30年4月

1日から平成34年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、有効期間満了日の6か月前までに連携大学から別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(雑則)

第8条 本協定に定めのない事項について、これを定める必要のある場合は、連携大学において協議し定めるものとする。

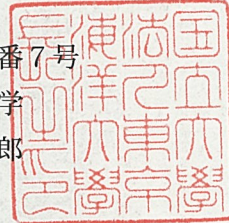
この協定の締結を証するために、本協定書を5通作成し、記名、押印の上各1通を連携大学が所持するものとする。

平成30年3月28日

東京都文京区湯島一丁目5番45号
国立大学法人東京医科歯科大学
学長 吉澤靖之



東京都港区港南四丁目5番7号
国立大学法人東京海洋大学
学長 竹内俊郎



東京都文京区大塚二丁目1番1号
国立大学法人お茶の水女子大学
学長 室伏きみ子



神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79番1号
国立大学法人横浜国立大学
学長 長谷部勇一



神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門1560番35号
国立大学法人総合研究大学院大学
学長 長谷川真理子

